

※会員規約にご同意いただけない場合はお申しいただけません。

※規定の大きさ(8ポイント)の文字で印刷した会員規約はカードお届け時に同封致します。

《ウルトラマン JCB GOLD CARD》

クレジットカード会員規約の概要 [OG]

(令和2年3月2日)

<クレジットカード会員規約概要のご案内>

会員規約の概要は、クレジットカード会員規約のあらましをご説明するものです。カードのご利用にあたっては、クレジットカード(以下「カード」という)発券時に別途お客さまにお送りするカード会員規約(以下「会員規約」という)を十分にお読み下さい。

1.(会員)

(1)会員とは、本人会員と家族会員の両者を総称した者をいいます。(2)家族会員によるカードの利用に基づく支払義務は、本人会員が負うものとします。又、本人会員は、家族会員に対して会員規約を遵守させるものとし、家族会員が会員規約を遵守しなかったことにより株式会社オリエントコーポレーション(以下「オリコ」という)に生じた損害を賠償するものとします。

2.(カードの貸与)

オリコは会員に対しカードを貸与します。カードは会員だけが利用することができ、他人に貸したり担保提供等はできません。

3.(利用可能枠)

カードの利用可能枠は、オリコから会員に通知されます。会員はカードの利用可能枠の範囲で、カードショッピングやカードキャッシングをすることができます。

4.(支払い)

会員は、カードショッピングやカードキャッシングのご利用代金に各「ご案内」に定める方式で計算した手数料又は利息をオリコに支払うものとします。

5.(カード年会費)

会員は、オリコから別途会員へ通知される年会費を支払うものとします。カード年会費は理由のいかんにかかわらず返還されません。

6.(暗証番号等)

会員は、生年月日、電話番号等の他人に容易に推測されるカードの暗証番号(以下「忌避番号」という)の設定を避けるものとします。忌避番号であったことや、会員の故意又は過失により暗証番号を他人に知られたことにより生じた損害は会員の負担となります。

7. (反社会的勢力の排除)

(1)会員は、会員が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、及び次の何れにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。a.暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。b.暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。c.自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。d.暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。e.役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。(2)会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。a.暴力的な要求行為。b.法的な責任を超えた不当な要求行為。c.取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。d.風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いてオリコの信用を毀損し、又はオリコの業務を妨害する行為。e.その他前各号に準ずる行為。(3)会員が、暴力団員等もしくは(1)a.~e.の何れかに該当した場合、もしくは(2)a.~e.の何れかに該当する行為をし、又は(1)の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、オリコは、会員に通知することなく直ちにカードの利用を停止しもしくは会員資格を喪失させることができ、かつ、オリコに生じた損害の賠償を請求することができるものとします。この場合、会員は、会員に損害が生じたときでも、オリコに対し何らの請求をしないものとします。

8.(商品の所有権)

会員がカードを利用して購入した商品の所有権は、加盟店からオリコに移転し、当該商品に係る債務の完済までオリコに留保されます。

9.(繰上返済)

会員は、オリコに対して事前に連絡の上、オリコの指定する方法及び内容に従って、約定支払日前にご利用代金の全額について繰上返済できますが、ご利用代金の一部については、オリコが特に認めた場合以外は繰上返済できません。

10.(遅延損害金)

会員がカードのご利用代金のお支払いを遅滞した場合、各「ご案内」記載の遅延損害金を支払うものとします。

11.(期限の利益の喪失)

(1)次の場合、会員は分割払いの利益を失い、当該未払債務の全額を直ちにお支払い頂くものとします。a.カードショッピングによる分割支払金又は弁済金の支払いを遅滞し、オリコから20日以上相当な期間を定めた書面による催告を受けたにもかかわらず、その期限までに支払いがなかったとき。但し、商品の購入等が営業のために又は営業としてする取引の場合は、分割支払金又は弁済金の支払いを1回でも遅滞したとき。b.カードキャッシングによる返済金の支払いを1回でも遅滞したとき。c.破産、民事再生、特定調停等の申立てがあったとき。d.会員規約上の義務に違反し、その違反が重大であるとき。e.会員規約以外の契約に基づく債務について期限の利益を喪失する等、会員の信用状態が著しく悪化したとき。f.その他会員規約に定める期限の利益の喪失事由に該当したとき。(2)次の場合、オリコの請求により、会員は分割払いの利益を失い、当該未払債務の全額を直ちにお支払い頂くものとします。上記7.(1)に規定する暴力団員等もしくは同(1)a.~e.の何れかに該当した場合、もしくは同(2)a.~e.の何れかに該当する行為をし、又は同(1)の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。

※期限の利益の喪失事由については、後日お送りする会員規約をご参照下さい。

12.(会員資格の喪失等)

(1)会員が以下の何れかに該当したときは、オリコは、会員に通知することなくカードの利用を停止し又は会員資格を喪失させることができるものとします。a.オリコに対し虚偽の申告をした場合。b.会員規約の何れかに違反した場合。c.会員規約に基づく支払債務その他オリコに対する一切の支払債務の履行を怠った場合。d.上記11.(1)(2)の何れかに該当した場合。e. 国家元首及び政府、中央銀行その他これらに類する機関等において重要な地位を占める者又はこれらの者であった者、並びにそれらの者の家族に該当した場合。f. オリコが e.にかかる調査のため、会員に対して本人確認書類その他オリコが必要と認める書類の提出を求めたにもかかわらず、会員から当該書類が提出されない場合。g. 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等に基づき必要と当社が判断した場合。h.その他オリコが会員として不適当と判断した場合。(2)会員がオリコの発行する複数のカードの会員となっている場合において、その何れかについて(1)a.~h.の何れか一つに該当した場合、会員の保有するオリコが発行する全てのカードについて、(1)が適用されるものとします。

13.(貸付の契約等に係る勧誘の承諾)

会員は、オリコが会員に対して貸付の契約の勧誘を行うことを承諾します。尚、会員が当該勧誘を承諾しないときは、オリコに対し勧誘の停止を求めることができます(但し、利用

代金明細書やカード送付時の同封物の停止はできません。

14.(支払停止の抗弁等)

購入した商品に欠陥があるとき等、加盟店に対し生じている事由がある場合、会員は割賦販売法に基づいて、当該商品等についての支払いを停止できる場合があります。

15.(規約の変更)

オリコは、民法第 548 条の 4 の定めに従い、予め、効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で会員に周知した上で、本規約を変更することができるものとします。

16.(紛失・通知)

カードの紛失・盗難等にあつた場合、会員は直ちにその旨をオリコに連絡するものとします。その通知日の 60 日前以降に発生した第三者の不正な利用分等に係るお支払いについて会員は免責されます。但し、当該紛失、盗難等や第三者の不正利用が、会員の故意又は過失に起因する場合や、当該第三者が会員の家族であつた場合等一定の事由に該当する場合、会員は免責されません。

17. (届出事項)

会員は、オリコに届出た氏名、住所、電話番号、勤務先、職種、ご利用目的、預貯金口座等について変更等が生じた場合、所定の届出書によりオリコに通知するものとします。

18. (合意管轄裁判所)

会員は、会員規約について紛議が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず会員の住所地、購入地又はオリコの本社、各支店・センターを管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとします。

<元金・利息以外に会員が負担する費用>

(1)現金自動支払機その他の機械(ATM)によりキャッシングをした場合又は返済した場合のATM手数料として利用1回当たり、利用金額1万円以下の場合は110円(税込)、利用金額1万円超の場合は220円(税込)。

(2)支払いに要する費用(銀行、コンビニエンスストア等所定の手数料)。

(3)オリコから会員へ返金が発生した場合は、返金手数料として返金方法に応じて550円～880円(税込)。

(4)カードの再発行に要する費用。

(5)会員希望によるご利用代金明細書の郵送に要する費用(法定書面は除く)

(令和 元年 10 月 1 日現在)

<貸付の利率の特約>

会員が会員規約に基づくカードキャッシングの借入債務又は会員規約に基づくカードキャッシング以外にオリコに対して金銭消費貸借上の借入債務を負担している場合、新たに利用されるカードキャッシングの貸付の利率は、当該借入債務の残元金の額と会員規約に基づき新たに利用されるカードキャッシングの利用元金の額の合計額に応じて、以下の通りとなります。

合計額	貸付の利率
100万円未満	18.0%(実質年率)とカードに応じた貸付の利率の何れか低い利率
100万円以上	15.0%(実質年率)とカードに応じた貸付の利率の何れか低い利率

【ショッピングについてのご案内】(19/12)

ご利用可能枠：10万円～300万円

返済方式：回数指定分割払い

リボルビング払い〔定額リボルビング方式(残高スライド)〕

毎月27日に返済(弁済)

回数指定分割払い

支払回数・支払期間(回・カ月)	1	2	3	6	10	12	15	18	20	24	ボーナス一括・二括
手数料率(実質年率)(%)	0.0	0.0	12.2	13.9	14.6	14.8	14.9	15.0	15.0	15.0	0.0
現金価格100円当たりの手数料額(円)	0.0	0.0	2.04	4.08	6.80	8.16	10.20	12.24	13.60	16.32	0.0

※上記手数料率等の条件は一部の加盟店で異なる場合があります。又ボーナス併用払いの場合は、上記手数料率と異なる場合があります。

※お支払総額の算定例：現金価格100,000円を10回払いの場合

(1)分割払手数料=100,000円×6.80円÷100円=6,800円

(2)支払総額=100,000円+6,800円=106,800円

リボルビング払い〔定額リボルビング方式(残高スライド)〕

手数料率：15.0%(実質年率)

利用代金残高(月末残高)	弁済金	利用代金残高(月末残高)	弁済金
100,000 円以下	3,000 円	500,001 円 ~1,000,000 円	20,000 円
100,001 円 ~200,000 円	6,000 円	1,000,001 円 ~2,000,000 円	50,000 円
200,001 円 ~300,000 円	9,000 円	2,000,001 円 ~3,000,000 円	70,000 円
300,001 円 ~500,000 円	15,000 円		

※お支払計算例：15.0%（実質年率）でショッピング利用代金月末残高が 150,000 円の場合

(1)毎月の弁済金 6,000 円

(2)内訳 手数料=150,000 円×15.0%（実質年率）÷365 日×31 日=1,910 円

元金=6,000 円-1,910 円=4,090 円

※手数料とは包括信用購入あっせんの手数料をいいます。

遅延損害金：(1)ボーナス払い、2 回払い以上の取引の場合は、遅延額に対して 14.6%を乗じた額と分割支払金の残金に対して法定利率を乗じた額の何れか低い額(2)翌月 1 回払い、リボルビング払い、割賦販売法の適用除外になる取引の場合は、遅延額に対して 14.6%を乗じた額

【キャッシングについてのご案内】(19/10)

ご利用可能枠：10 万円～100 万円

返済方式：一括返済方式

リボルビング払い〔元利定額リボルビング方式(残高スライド)〕

毎月 27 日に定額を返済

貸付の利率：15.0%～18.0%(実質年率)

利用可能枠 50 万円以下		利用可能枠 60 万円以上	
利用残高(月末残高)	返済金額	利用残高(月末残高)	返済金額
200,000 円以下	10,000 円	100,000 円以下	10,000 円
200,001 円 ~500,000 円	15,000 円	100,001 円 ~300,000 円	20,000 円
		300,001 円 ~1,000,000 円	30,000 円

ご返済期間（回数）：1 カ月（回）～58 カ月（回）

※18.0%（実質年率）で1月15日（うるう年でない）に10万円をリボルビング払いでお借入れし、追加のご返済がない場合は、11 カ月（11 回）でご返済が終了します。

※リボルビング払いのご返済を選択した場合、返済期間（回数）・返済金額は、ご返済や追加のご利用による残高の変動に応じて変動する場合があります。

遅延損害金率：18.0%（実質年率）

<ゴールドカード特約>

	The Gold / JCB Gold / Orico Card THE GOLD PRIME	i Gold / LX GOLD / My Home Support Gold
ショッピング手数料率 (リボルビング払い)	10.2%	11.52%
キャッシング貸付の利率	15.0%	15.0%～18.0%

<ウルトラマン JCB GOLD CARD 会員特約>

本特約は、株式会社円谷プロダクション（以下「提携先」という）を通じ、お客さまがお申込みされたウルトラマン JCB GOLD CARD について、クレジットカード会員規約の定めにかかわらず適用される規定となります。

リボルビング払いの方法でカードショッピングをご利用された場合の「手数料の料率（実質年率）」等については、以下の通りになります。

利用代金残高（月末残高）	弁済金	手数料の料率
100,000 円以下	3,000 円	11.52% (実質年率)
100,001 円 ～200,000 円	6,000 円	
200,001 円 ～300,000 円	9,000 円	
300,001 円 ～500,000 円	15,000 円	
500,001 円 ～1,000,000 円	20,000 円	
1,000,001 円 ～2,000,000 円	50,000	

	円	
2,000,001 円 ~ 3,000,000 円	70,000 円	

※お支払計算例：11.52%（実質年率）でショッピング利用代金月末残高が150,000円の場合

(1)毎月の弁済金6,000円

(2)内訳 手数料=150,000円×11.52%（実質年率）÷365日×31日=1,467円

元金=6,000円-1,467円=4,533円

※ご返済日は原則として、毎月1日より末日までのご利用分について翌月27日が初回のお支払いとなり、以降毎月27日がご返済日となります(返済方法は口座自動振替)。27日が土・日・祝日の場合、ご返済日は翌営業日になります。

※担保・保証人は不要。

※オリコ所定の審査があります。

※お申込みの内容および他のご利用状況によりましては、ご希望にそいかねる場合や条件の一部変更をお願いする場合がありますのでご了承ください。

※ATM・CDによりキャッシングをご利用頂いた場合又はご返済頂いた場合、次のATM手数料(ご利用1回当たり)が必要となります。ご利用金額1万円以下の場合110円(税込)、1万円超の場合は220円(税込)。(令和元年10月1日現在)

※金融情勢の変動により利率が変更になる場合があります。

【お問合せ窓口】

株式会社オリエントコーポレーション (<https://www.orico.co.jp>)

お客様相談室

〒102-8503 東京都千代田区麴町5丁目2番地1

電話番号：03-5275-0211

株式会社オリエントコーポレーション

〒102-8503 東京都千代田区麴町5丁目2番地1

登録番号 関東財務局長(13)第00139号

日本貸金業協会会員 第000006号

【返済等でお困りのときは】

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター 0570-051-051

(受付時間/9:00~17:00 土、日、祝日、年末年始を除く)

契約内容をご確認のうえ、計画的なご利用をお願いします。